

## 伊丹市環境マネジメントシステム実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、伊丹市環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）の基本的事項並びに本市が行う事務事業における環境配慮の取組み及び環境保全に関する行動を適切に実行するための推進体制を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境方針 システムの運営を通じて取り組む環境配慮及び環境保全に関する行動の基本理念並びに基本方針をいう。
- (2) 数値目標 環境方針の達成のため、本市の環境基本計画に掲げられている環境指標をいう。
- (3) 環境配慮行動 第6号に定める実施組織が環境負荷を低減し、環境関連施策を推進するために実施する取組みをいう。
- (4) システムの総括責任者 システムを総括する責任者をいう。
- (5) 実行責任者 システム運用に関する各所属及び組織の責任者をいう。
- (6) 実施組織 システムを運用する所属及び組織をいう。
- (7) 監査組織 環境配慮行動の取り組み状況及び数値目標の達成状況を監査する組織をいう。

### (システムの適用範囲)

第3条 システムの適用対象は、次に掲げる施設及び組織とする。

- (1) 適用対象施設 市庁舎，伊丹市立消費生活センター，支所，分室，伊丹市立人権啓発センター，伊丹市営斎場，環境クリーンセンター，伊丹市立保育所，伊丹市立こども発達支援センター，伊丹市立こども文化科学館，伊丹市立文化会館，伊丹市立演劇ホール，伊丹市立音楽ホール，市立伊丹ミュージアム，伊丹市公設市場，公園管理事務所，教育委員会所管の学校園その

他教育機関並びに消防本部，消防署及び消防出張所並びに上下水道局庁舎，交通局庁舎並びに伊丹病院庁舎

- (2) 適用対象組織 市長部局，市議会事務局，選挙管理委員会，監査委員事務局，農業委員会事務局，公平委員会事務局，固定資産評価審査委員会，教育委員会事務局，消防局，上下水道局，交通局及び伊丹病院事務局

(システムの総括責任者の役割)

第4条 市長は，システムの総括責任者として次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境配慮行動の取り組み項目の設定
- (2) 監査組織への監査の依頼
- (3) 実施組織への是正措置の勧告及び研修の実施

(実行責任者の役割)

第5条 実行責任者は，次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境配慮行動の取り組み項目の実施状況及び数値目標の達成状況等の把握及び報告
- (2) 環境配慮行動に関する指導及び研修の実施
- (3) その他システムの運用に関し必要な事項

(システムの運用等)

第6条 システムの総括責任者は，環境方針に基づき，システムを構築し，運用しなければならない。

2 実行責任者は，システムの運用に関し，所属する職員を適切に指導しなければならない。

3 職員は，実行責任者の指示に従って，適切にシステムを運用しなければならない。

(監査組織の構成)

第7条 監査組織は，次項で定める監査員で組織する。

2 監査員は，次の各号に掲げる者のうちから，システムの総括責任者が委嘱し，又は任命する。

- (1) 市民

- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 市職員
- (5) その他システムの総括責任者が必要と認める者

3 監査に際しての監査員の半数以上は、前項第1号、第2号及び第3号をもって構成されなければならない。

(監査員の任期)

第8条 監査員の任期は委嘱の日から当該年度の年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(監査組織の庶務)

第9条 監査組織の庶務は、総合政策部グリーン戦略室において行う。

(監査の実施)

第10条 監査組織は、年1回以上、監査を実施するものとする。

2 前項の実施の時期についてはシステムの総括責任者が別に定める。

3 監査組織は、監査を終了したときは、監査報告書をシステムの総括責任者に提出するとともに、改善が必要な場合は、システムの総括責任者に是正勧告書を提出するものとする。

4 システムの総括責任者は、前項に規定する監査報告書及び是正勧告書を、実施組織に周知するものとする。

(再監査の実施)

第11条 システムの総括責任者は、是正勧告書を受けた場合は、実行責任者に対して、速やかに措置計画書を作成し、適切な是正措置を講じるよう指示を行わなければならない。

2 実行責任者は、速やかに適切な措置を講じた後、その是正結果をシステムの総括責任者に報告しなければならない。

3 システムの総括責任者は、是正措置が完了した場合は、その旨を監査組織に報告し、再監査を依頼しなければならない。

4 監査組織は、再監査を終了したときは、再監査報告書をシステ

ムの総括責任者に提出しなければならない。

- 5 システムの総括責任者は、前項の再監査報告書の提出を受けたときは、実施組織に周知するものとする。

(公表)

第12条 システムの総括責任者は、監査結果その他システムの運用に関する事項を、本市の発行する広報紙へ掲載するとともにインターネットを利用して閲覧に供する方法により公表しなければならない。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。